

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成25年12月13日 午前9時58分～午後1時41分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	江口 是彦	委員	井上 勝博
副委員長	中島 由美子	委員	新原 春二
委員	瀬尾 和敬	委員	今塩屋 裕一
委員	永山 伸一		

○その他の議員

議員	川畑 善照	議員	成川 幸太郎
----	-------	----	--------

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田 修一	高齢・介護福祉課長	仙名 浩貴治
市民課長	榊 順一	福祉課長	坂元 安夫
環境課長	寺園 良介	子育て支援課長	吉川 真一
川内クリーンセンター所長	染川 秀夫		
市民健康課長	穴野 克己	税務課長	山口 秀昭
保険年金課長	中村 真	課長代理	佐多 誠一
国保グループ長	前田 隆盛	収納課長	枇杷 繁
障害・社会福祉課長	徳留 真理子		
主幹	後藤 里美		
専門員	井上 聡子		

○事務局職員

議事調査課長	道場 益男	議事グループ専門員	久米 道秋
課長代理	南 輝雄		

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第150号 薩摩川内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第176号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正 予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第141号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第151号 薩摩川内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第175号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第178号 平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (市 民 健 康 課) (税 務 課) (収 納 課)
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第152号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第177号 平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査) (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 福 祉 課
議案第153号 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 [繰越明許費補正] (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターについては、同時に審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において、随時、許可いたします。

それでは、市民福祉部の審査に先立ち、部長に概要説明を求めます。

△部長の概要説明

○市民福祉部長（春田修一）おはようございます。

それでは、市民福祉委員会に提案しております議案等も含めまして、全体の概要を説明させていただきたいと思います。

まず、条例でございますが、条例につきましては法律の制定がなされた部分、あるいは法律の一部改正等に伴い、今回上程している部分が5件ございます。

国保税の一部改正、それと新型インフルエンザ対策等の本部条例、それと後期高齢者医療に関する条例、そして介護保険条例の一部改正、それとひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正に伴う部分がございます。

次に、予算関係でございますが、予算関係につきましては、一般会計及び国民健康保険事業特別会計など4特別会計に係ります補正がございまして、一般会計で申しますと、全体的な部分につきましては、人件費につきましては、扶養義務者数の増、あるいは通勤手当の変更等によるものがございます。それと平成24年度の補助金等の確定に伴う返納金及び実績見込みに伴う調整を全体的には行っております。

その中で、主なものについて若干触れさせてい

たきますが、高齢・介護福祉課の中では、介護基盤緊急整備事業としまして、小規模多機能施設のスプリンクラーを計上させていただいております。

それと、子育て支援課のほうが一番、今回の補正で多いところでございますが、これにつきましては、平成27年4月施行の子ども・子育て支援制度関係の部分を、今回、計上させていただいております。事業計画の策定業務委託及び支給認定、請求審査システム構築に係る委託料を計上させていただいております。

そのほか認定こども園の整備補助としまして、保育所緊急整備事業を、それと措置児童数の増及び単価改正に伴います保育所運営費の増をいたしております。

特別会計におきましては、国保並びに後期高齢者医療特会につきまして、人件費、補助金の確定、それと実績見込みによる調整を。国保直診特会におきましては、医薬品の購入費を。介護特会につきましては、補助金の確定に伴う返納金並びに繰越金を積み立てるといような形で計上させていただいているところでございます。

なお、詳細につきましては、この後、それぞれの課長のほうで説明させていただきます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算について

○委員長（江口是彦）まず、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）おはようございます。

それでは、補正予算の説明をさせていただきますけれども、12月第3回補正予算一覧という資料をお持ちでしょうか。補正予算書のほうで、38ページになると思います。

4款1項8目環境総務一般管理費の人件費の調整ということで、総額284万5,000円を減額してあります。中身的には、給料が170万

1, 000円、職員手当が61万円、共済費が53万4,000円という形でございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明をお願いします。

○環境課長（寺園良介）それでは、市民福祉委員会資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

市民福祉委員会資料の4ページをお開きください。

さきの9月議会の本委員会で御質問いただいた件を、再度、ここにお示しするものでございます。

本市にございます一般廃棄物最終処分場の水質等の管理状況について、報告をさせていただきたいと思えます。

まず1点目に、最終処分場の現状でございます。

遮水シート、それから水処理施設のある適格処分場、これが川内クリーンセンターの最終処分場と木場茶屋最終処分場の2カ所でございます。それから遮水シート、それから水処理施設のない不適格処分場、樋脇地域が2カ所、それから入来地域が1カ所、東郷地域が1カ所、祁答院地域が1カ所、甌地域が8カ所、計13カ所、合計15カ所となっております。

監視状況でございますけれども、最終処分場に係る技術上の基準に定める水質調査項目に基づき水質、ガスの発生状況等について、調査を実施しているところでございます。

閉鎖状況でございます。閉鎖済みの最終処分場、最終処分場の閉鎖に係る技術基準に基づき閉鎖の手続を進めており、条件の整った樋脇の六郎ヶ迫

及び祁答院の2カ所について、閉鎖を完了したところでございます。

その他の最終処分場の状況でございますが、水質等の基準値オーバーをしているところが4カ所、ガス発生がまだ収束していないところが1カ所、覆土の不足しているところが8カ所という状況でございます。

それから、大きな項目の2でございますけれども、周辺の飲用井戸の状況でございます。

木場茶屋最終処分場、それから川内クリーンセンター最終処分場につきましては、周辺の飲用井戸の水質調査を実施しておりますけれども、他の最終処分場につきましては、周辺に飲用井戸はないということを確認しているところでございます。

大きな3の今後の取り扱いでございます。跡地利用でございます。

さきの委員会では、このところを特に御意見等をいただいたところでございますけれども、まず、最終処分場の利用について。

メガソーラーの設置等、最終処分場の利用につきましては、廃止後でないとは利用できない。これは許可権者が鹿児島県でございます。鹿児島県が廃止、いわゆる上でいう閉鎖をしないと利用させないよということを申されております。利用できないということであるんですけれども、全国的に見れば使っているところもありますので、あえて申させていただきますならば、現時点では利用できないという形で、もうちょっと研究が必要かなというふうには思っております。

それから、跡地利用の条件でございます。

最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにより、県への届け出が必要でございます。最終覆土を50センチ確保せんといかんとですけれども、これを残さないような、異常残存しないような掘削、あるいは構造物の設置や盛土、車両通行を前提とする施工は総体荷重自体が増加し、ガスの発生や水質の悪化を招くため制限がかかるということで、非常に厳しいということでございます。

もうちょっと詳しく言いますと、廃止された廃棄物の最終処分場につきましては、安定的な状況ではあるものの土地の掘削、それからその他の土地の形質の変更が行われることにより、安定的でありました地下の廃棄物が攪拌されたり、酸素が

供給されたりすることで、その廃棄物の発酵、分解が進行してガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがあるということでございます。

そのおそれがある区域につきましては、都道府県知事が、まず指定区域として指定します。ですから今、2カ所閉鎖しましたけれども、ここにつきましては、県のほうで指定をされるという形で考えてもらっていいと思います。その指定された区域で、土地の形質の変更を行おうとするものは、事前に県知事に届け出ることが義務付けられております。

届け出の内容なんですけれども、まず、土地の形質の変更によって悪臭、ガス、それから可燃性ガス等の発生、それから最終処分場設備の損傷。いわゆるシートが破れたりとか、水処理施設が壊れたりとか、そういう損傷により安全性の低下等の生ずることのないよう、当該廃棄物埋立地に関する情報を事前に十分把握することということでございます。その上で、適切な土地利用計画、それからモニタリング計画、工事計画等を策定して、届け出をせないかんということでございます。

事前に十分情報を把握するということは、事前調査をする必要があります。事前調査では廃棄物の種類、それから設備の構造、位置、水質、ガス等の測定結果等の関連する情報。そういうものを調査していただくんですけれども、そういうものがなかなか足りずに予測が難しいという場合には、現地調査等もやっていただかないかんという形になると思います。ですから、かなり厳しい調査、それから計画等をつくって届けをしていただかないかん。

現地調査に当たりましては、またそのボーリング調査をするとかになりますと、やはりこれも形質変更になりますので、事前調査のボーリングをすることについても30日前に届け出をせないかん。そういう結構厳しい状況でございます。

以上で、説明を終わりたいと思います。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） その他の最終処分場の状況の中で、水質等の基準値オーバー4カ所とかありますが、これらについては、どこがそうなってい

るのかとかいうのは教えていただけないですか。

○環境課長（寺園良介） まず東郷、それから上甕島が1カ所、それから下甕、それから鹿島の4カ所です。ガスは木場茶屋です。50センチ以下は、樋脇の湯之牟礼、それから東郷、里、上甕が2カ所、それから下甕が3カ所という状況ですね。

○委員（井上勝博） ちょっと勉強不足で、遮水シートや水処理施設がないところがあったんだということについてちょっと認識不足でして、これについては早急に何とかしないと、周辺の住民の健康被害にも広がるということはあるんじゃないかと思うんですが、計画ではどうなっているんですか。どうするというふうなことに。

○環境課長（寺園良介） 法律が整備される前の最終処分場という形で、それを昭和52年に、遮水シートのないところは遮水シートをしなさいという共同命令が出ております。でも、そのまま放置されて、そのまま最終処分場として使われている状況がずっと続いておりまして、平成10年に国のほうで再調査をされて、そういう不適正なところは、きちっとした仕様をしなさいというような形で指導があったんですけれども、それにもかかわらず、現状までずっとこういう形で残っているということでございます。

ただ、そういうところにつきましては、閉鎖の基準が設けられておりまして、今申し上げましたとおり、年に1回とか、年に2回、年に4回と、ものによって水質検査をして、ほかへの生活環境への影響がないかどうか調査をしなさいという形になっているものでございます。

○委員（井上勝博） もしかしたら以前そういう報告を受けて、お金がかかるからなかなか大変だという話があったのかなと思うんですけれども、やっぱり健康被害が出てからでは遅いわけで、やっぱり何らか、この遮水シートがないところとかということについては計画的に掘り返して、全部また作り直すということぐらいを考えておかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺については計画はないんですかね。

○環境課長（寺園良介） まことに申しわけないです。計画はございません。

先ほど申し上げましたとおり、周辺に飲用井戸があるかないか。つまり飲用井戸があると、やは

り摂取経路はあるという形になりますので、これがあるはずなので、飲用井戸が周辺にあるところについては調査をいたしますが、幸いなことに、2カ所以外には飲用井戸がないということで、基本的には、周辺からの人への摂取経路はないというふうに判断はしているところでございます。

したがいまして、また掘り返して、そこにシートを施工するという計画は持っていないというところであります。

○委員（井上勝博） かなりの大事業になってしまうというのはあるとは思いますが、ただ地下水ですから、地下水というのは今の福島原発事故にあるように、なかなかつかみどころがないわけですから、井戸にそういうものがなかったからといって、安心できるものではないと思うんですね。だから、これは負の遺産ということではあるんですが、このままで本当にいいんだろうかというのは、やっぱり考えておかなきゃいけないと思うんです。

それから、ほかにもよろしいでしょうか。

○委員長（江口是彦） はい、どうぞ。

○委員（井上勝博） クリーンセンターの最終処分場が、もう満杯になるんだということで、今後のことが問題になってくるわけですが。私は志布志市に行ってきたして、同じ鹿児島県内なんだけど、志布志市がリサイクル率第1位と、全国1位と、これは市としてですね。町が隣の町でありまして、忘れましたが、そこが全国1と。一体どうしてそういうことがあるのかということで聞いてみたら、やっぱりきっかけは焼却施設がないから何とかごみを減らさないと、すぐに最終処分場がもう満杯になってしまうということで、市民の理解を得ながら、たしか10年がかりで分別の徹底をして、かなりのリサイクル率まできて、実際、どういふものまで分別してるのかなと聞いたんですが、もう徹底してましてね。

プラスチックも薩摩川内市の場合は、白い発泡スチロールや、そうじゃないものとか何種類かありますが、硬い強化プラスチックみたいなものは、これはもうどうしようもないということで、不燃ごみになってると思うんですけども。あそこはもうプラスチック関係は全部、とにかくリサイクルということで、徹底して分別して、業者に引き取ってもらったり、もうそのやり方は徹底してる

んですね。

委員会でもちょっと話題になった古着についても、これも業者に引き取ってもらうということで、古着も徹底的に回収してやっているんですが、驚いたことに薩摩川内市に運び込まれているということが、志布志市がそういう古着とかというのは全部回収するんだけど、業者に分けるわけで、全国の業者が引き取るわけです。いろんなそういうリサイクルできるものについては、そしたら古着関係は、薩摩川内市の業者が引き取ってたんですね。それでちょっとびっくりしまして、新たな発見だったわけですけども。そこまで徹底してやって、実際、最終処分場がどうなってるかって見てみたら、布団類、毛布類だけがどうしようもない。あと、おむつ類だということなんですね。ただ、そのおむつ類も、これも燃料にするという技術が進んでいて、これもエネルギーに変えてしまうということで、めどが立ちつつあると。問題は、布団とか毛布類はどうしようもないというんで、これはもう最終処分場で埋め立てられていってるわけなんですけど、これも何とかすれば、もうほとんど埋めるものがなくなるということまで、もう進んできているんだなということを実感したわけですね。

そうすると焼却施設が要らなくなるということになると、焼却施設にかかるお金ってものすごいお金じゃないですか。維持費だけでも、建設費も、とんでもないお金になってくるわけですから。そういったお金を節約できるという展望も出てくるわけですから。私は志布志市という同じ県内で、実践的にやってるところがあるわけで、問題点が全くほかはないというわけじゃないと思います。その処理するところで働いている人たちの健康被害や、周辺住民の健康被害という問題も全国的には、ほかの地域に行くと、そういうものも問題になるところがあるらしいんですけども。だから100%じゃないけれども。しかし、そういう展望はあるんじゃないかなというふうに思ってるわけなんですけども。もうちょっと当局としては前向きに徹底した分別と、将来的には、焼却をしないという考え方というのを持っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているわけなんですけど、その辺については、ちょっと見解をお聞きしたいなと思うんです。

○環境課長（寺園良介） 現在、来年で10周年なんですけれども、旧市町村が合併いたしました。志布志市は、たしか28品目ぐらいの分別をされている。薩摩川内市は17品目じゃなかったかと思います。10年かけまして御存じのとおり入来と祁答院まで、ことしから1カ所で処理をすることになりました。これで薩摩川内市の分別が、全部統一したという形になります。

今後、どうしていくかということなんですけれども、17分別をするのにもかなりの労力、力が要りますし、皆さんの同意も要ります。今後、どういう方向にもっていくかということなんですけれども、今、中間処理場でありますところのクリーンセンターも動いておりますし、これも基幹改良をやるという形でやっておりますので、超長期的な展望でいえば、井上委員の言われることも理解できないことはないんですけれども。現状としましては、そういうことをやるという方向性は、かなり厳しいんじゃないかなというふうに考えております。

それともう一つ、薩摩川内市と志布志、それから大崎まで含めているんですけれども、人口1人当たりの最終処分場量ということで考えますと、薩摩川内市は38.8キログラムです。志布志がこれに対しまして73.1キログラムです。やはり最終処分場をする量は志布志のほうが、中間処理施設がないので多いんだと。要するに、志布志のほうでは薩摩川内市と同規模の最終処分場を持ってると、薩摩川内市よりもさらに早くいっぱいになってしまう。最終処分場を持ってないというわけにいきませんので、最終処分場は、また新たなものをつくらないかという状況は出てくると。大崎につきましても49.3キログラムという形で、本市よりも多い処分量が出ておるところでございます。

それと、ごみ処理にかかる経費につきましても、人口1人当たりの経費でいいますと、本市は9,115円なんですけれども、志布志のほうは9,533円という形で、1人当たりのごみ処理にかかる経費は、今のところ薩摩川内市のほうが安いという形のデータも出ておりますので、これを将来的に委員が言われるような形、分別は進められないかと思っておりますので、もっていくことも考慮せられないかと思っておりますけれども。現状の中でどう

うまくできるかというので、まずは委員長のほうからも御質問いただきましたとおり、生ごみの堆肥化を何とか進めていけないかなという検討を。ですから生ごみを分別するという作業をできないかなというのを検討していきたいなというふうには、まず思っているところです。

以上です。

○委員（井上勝博） 要するに、最終処分場へ持っていくのは、薩摩川内市の場合は燃えた灰ですよ。志布志市のほうは灰じゃないから、それだけ中間処理をしてないから少し多くなっているというような問題は、それはあると思います。

しかし、灰にする過程の中でのダイオキシンの発生の問題とか、それから膨大な燃やすための経費ということを考えていけば焼却施設がない分、あそこはかなり補助金を出して、市民に勉強会をやったら補助金を出すというようなことをやって、かなり毎年毎年いろんな団体が学習会をして、補助金をもらってるとかやってみたいなんですね。

だからいい面を勉強して、やっぱり路線は違ったんだと思うんです。分かれてしまったんだと。焼却施設をつくる路線と、つくらない路線ということで根本的なところで分かれてしまったから、今から志布志市のようにというふうなことは、かなり難しいと私もそれは思うんですが、ただ、焼却すればCO₂の問題も当然出てくるというのもあるわけで。徹底したリサイクルをして、最終的には最終処分場も要らないっていうぐらいのところまで、もっていかなくちやいけないんじゃないかというふうに思うんですね。やっぱりそういう展望を持っていただきたいなというふうなことは、私もまたさらに勉強しながら提言していきたいなと思います。お願いします。

○委員長（江口是彦） 意見であります。

ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二） 2点ほどなんですが、木場茶屋の最終処分場なんですけど、遮水シートの法律ができてから、昭和52年といいますよね。木場茶屋の処分場がいつから開設をされたのか。私はそれ以前だと思うんですけれども。それ以前には、遮水シートが一番底に敷いてあるのかなと。私も現在、目視をしておりますのでわかりませんが、そういうのはあると思うんですけど、そこら辺は適格処分場となっておりますけども、不適格処分場の

中に、若干は入るんじゃないかなと思うんですね。

そういう意味で、あそこは水処理施設もあるんですけども、設置がされてから遮水シートは、水処理施設がその上に乗っているのか、その下にあるのかというのが、一応問題になってくるんですけども、そこら辺の関係はどうなっていくのか、まず。

○環境課長（寺園良介） 木場茶屋最終処分場に埋め立てを開始したのは、昭和50年4月でございます。

遮水設備につきましては、シートを設置してあるということで代々引き継いでおりますので、当然ながら水処理施設は遮水シートと、うまくつながった形で設置されているものというふうに理解はしているところですけれども。

○委員（新原春二） それで間違いないですか。

地元の方々にはよく見ていらっしゃるんですけど、どういう形でできていたかというのはよくわかっていらっしゃるんですよ。そこで疑問が出てくるのは事実です。ただ、きちんとそこら辺はしていかないといけないのかなと思いますので、そこら辺はまた調べてみてください。

もう一つは、委員長が一般質問でされました甌島の処理の関係なんです。以前、甌島のクリーンセンターがあったときの経費と、今回運搬をしてくる経費、そこら辺の差額といいますかね。そこら辺は大まかでいいんですが、どの程度軽減されたのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（江口是彦） 試算できてますか。答えられますか。

○委員（新原春二） できてなかったら後でいいです。

○環境課長（寺園良介） さきの委員会でもちょっとお話ししたんじゃないか、ちょっと手元がないんですけども。たしか1億5,000万円ぐらい減額されているというふうに、甌の両クリーンセンターにかかる補修費用が、大体平均して1億円から1億1,000万円ぐらい毎年かかっていたと思います。これに焼却経費でありますとか、そういうものがなくなったわけで、搬送費用だけという形になりましたので、約1億5,000万円程度の経費の削減にはつながっているというふうに考えていただいて結構だと思います。

○委員（新原春二） それはわかりました。

委員長の質問にもありましたように平場で全く積み上げて、雨ざらし、日ざらしにしてあるということでしたね。平場でやるものですから、結局、生ごみが腐敗をして、臭いがさらにきつくなっていくと。薩摩川内市、こっちの地元の場合は、結構3日ないし4日の間隔で集荷がされていきますので、そんなに腐敗というのではないと思うんですけども。そこら辺の腐敗のあり方と、それから先ほど言われました堆肥化の問題。堆肥化をする場合に、もちろん分別をしないと堆肥になっていきませんので、そこら辺から今調査をされていくということでしたが、当初からそういうものは考えられなかったのか。そこら辺をちょっと、検討のあり方について。

○環境課長（寺園良介） 各クリーンセンターにつくってありますストックヤードには、屋根がかかっておりますので、雨が中に打ち込むというようなことは、よっぽどのことがない限りはないと思いますけれども。業者が1回パッカー車で収集してきたごみを、そこに1回おろします。当然、パッカー車で収集しますので袋が破れちゃったりするんです。それを1回おろして積み換えをするものですから、そこにごみ袋の中の汁が出たりして、臭いが厳しいというので、その施設自体を何か工夫できないかというのが質問でいただいた委員長の趣旨だったと思うんですけども。それについても消臭剤をいろんなものをテストするとか、今現在、試しをいろいろやっているところでございます。

それと、堆肥化につきましては、まずは生ごみを分別をしていただかないかんのですので、その方法がどういう形がいいのかということで、実はきのう、おととい、日帰りで行くつもりだったんですけども、職員が2人、上甌島と下甌島それぞれ行って話をしてくれています。その中でもまたちょっと、いろいろ問題点が出てきておきますので、そこら辺も整理する形で、何回もこれは地元の住民がやっていただかないかんことですから、まず、一昨日は職員とお話したんですけども、職員の中でもそれだけちょっと問題が出てきてますので、まだもうちょっと時間をかけて話し込んでいかないかんかなというふうに考えているところです。

当初からと言われますけれども、当初はクリーンセンターで焼却してありまして、クリーンセンターの焼却状況と、下甕島のほうは若干、焼却状況が悪いというのは聞いておりました。焼却灰をこっちに持ってきておりましたので、あんまりよく燃えてない灰等が入ってきておりましたので、きちっと燃やすようにということで指導も何回もしております。

その中で、ある程度のことを整理していかないかんかったかもしれないんですけども、その前に財政状況も逼迫してきたという形で、止めて、こちらのほうに持ってくるという形にしてきたというところがございます。

以上です。

○委員（新原春二）最後にしますが、堆肥化の問題はそれでいいと思います。調査をされて、各家庭から出る分別が非常に大事ですのでしていただきたいんですが。

私は今、生ごみ処理機があるんですが、生ごみ処理機に入れば完全に消滅をするというのを使っているんですよ。生ごみを処理するのに、今そういうメーカーができてます。その機械を私自身も今使ってます。生ごみを分別をしてその中に入れば、大体、人の口に入れてもいいもの、あるいは魚の骨だとか卵の殻だとかいうのは完全に消滅します。そういうものは今、市販もされて、大体廉価が落ちてきてますので、そういうのも検討もされて、島だったらそういうようなものがないのかな。分別をされるのは一緒ですので、そういうものに補助金を出して、もう完全に消滅をするんだったら、そういうようなものはなくなりませんから、あとは紙類、燃えるものの搬入をすればいいわけですので、そうしたものもあるということも提起を申し上げて、検討していただければありがたいなと思います。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審

査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算について

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第169号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）市民課でございます。

議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算、市民課分について説明を申し上げます。

予算に関する説明書の32ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、説明欄の戸籍住民基本台帳費27万円の増額で、職員の人件費調整によるものでございます。

また、住民基本台帳ネットワークシステム事業費296万4,000円の減額は、委託料、使用料及び賃借料の執行残によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明ありますか。

○市民課長（榊 順一）特にございませぬ。お願いいたします。

○委員長（江口是彦）特にないそうですが、委員から御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第150号 薩摩川内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○委員長（江口是彦）議案第150号薩摩川内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（穴野克己）市民健康課でございます。

議案第150号薩摩川内市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案つづり、その1の150-1ページをごらんください。

本提案の理由につきましては、本会議で部長のほうで説明を申し上げましたので、この場では申し上げませんが、少し補足をいたしますと、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年4月27日に可決、5月11日に成立をしております。

同法では、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言後、直ちに市町村対策本部を設置することが同法律の34条で義務化されております。その対策本部に必要な事項は条例で定めるということになっております。

条例の内容につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言後、薩摩川内市対策本部を設置するために必要な組織の体制や対策本部の会議などの事項を、この条例で定めようとするものでございます。

条例の内容でございますが、150-2ページ

をごらんください。

第1条の趣旨から第5条の委任まで5条にわたって構成されております。

第2条に組織ということで、この新型インフルエンザ等対策特別措置法の35条により、総合的な推進に関する事務等を迅速かつ適切に行うために、対策本部長、本部員等を置くことを定めております。

第3条では会議として、本部長は新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うために、必要に応じ新型インフルエンザ対策本部の会議を行うことを定めております。

第4条は部でございますが、本部長は必要があると認めるときには、新型インフルエンザ対策本部に部を置き、新型インフルエンザ対策に関する事務を処理することを定めております。

5条につきましては委任ということで、必要な事項は別に定めるということで、規則のほうに委任をしております。

施行期日につきましては附則で、公布の日から施行するというふうにお願いしております。

議案つづりのその1の150-3、次のページでございますが、参考として、条例施行規則の案ということで掲載してございます。

なお、その規則の第2条に、副本部長から本部員の構成を書いておりますが、本部長につきましては、法律の35条のほうで市町村長をもって当てるというふうに規定をされておりますので、この規則では特段定めていないところでございます。

その他、市民福祉部の議会資料というのを、併せて提出をさせていただいておりますが、2ページに組織図案というのを掲載しております。

これまでは市民福祉部長を会長として、薩摩川内市感染症予防対策連絡会議というのを開催をしておりました。国、県の行動計画を受けて、市は平成19年1月5日に行動計画というのには既に策定をしておりましたが、国は平成21年の新型インフルエンザA型のH1N1の対策の経緯等を踏まえ、平成23年9月に改定を行い、県は現在、この行動計画につきましては改定作業中ということで、市町村にその意見を聴取する作業の段階でございます。市におきましても今後、現在ある行動計画につきまして改定の作業を進めようと考え

ております。他市についても、どの市も現在作業中ということを知っております。

また、この計画の相違点を少し御説明申し上げます。

この計画が旧計画と大きく違うのは、発生段階がそれぞれ記載が違います。例えば旧計画でいいますと、海外発生前期とか国内発生前期。それから海外発生期とか、ちょっと前期とかいう言い方が、一般の方にわかりづらいというようなこともございまして、今回の計画では未発生期。これはまだ世界的に未発生期、それから海外発生期、この段階で海外で発生した場合は、国、県は、すぐ対策本部をつくるということでございます。

それから、次の段階の国内発生期、これは県内でまだ発生してない、他の県で発生した段階ですが、この場合に国が緊急事態を宣言いたします。この緊急事態ができたときに、先ほど説明したとおり、この対策本部を市でも設置するということになります。あと県内の発生期、市内の発生期、そして小康期という形に区分をしたいと考えております。

以上が条例の説明でございます。よろしく審議方をお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局から詳しく説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

市一般会計補正予算について

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第169号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）議案169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について御説明を申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の38ページをごらんいただきたいと思っております。

4款1項1目保健衛生総務費でございますが、市民健康課分は、右の説明欄で説明を申し上げます。

事項、保健衛生一般管理費では、職員人件費の調整により給与等を減額するものでございます。

次に、事項、地域医療対策費では、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金の増額をお願いするものであります。これは、特別会計への歳出の増額補正に対応するもので、主に職員給料等にかかわる経費でございます。

次に、4款1項3目保健指導費でございますが、事項、保健指導費では、備品購入費として、がん検診等の回答用紙読込用OCR機。これは平成19年に購入し、少し老朽化が進んで、最近ちょっとふぐあいが出てるといっておりますが、の更新をお願いするものでございます。

続きまして、事項、健康増進事業費として、平成24年度がん検診推進事業補助金の交付確定に伴いまして、国への償還が必要となったため、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号に係る審査を一時中止します。

補正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第176号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）議案第176号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の150ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費では、職員異動、時間外勤務手当など執行見込みに伴う給与費の増額が主なものでございます。併せて修繕料につきましては、手打診療所レントゲン室の空調機のみによる修繕。それから通信運搬につきましては、上甑診療所の歯科診療報酬のオンラインによるレセプト請求開始に伴う通信料の増額でございます。

続きまして、151ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項2目医療用消耗器材費でございますが、上甑診療所、手打診療所において、実績に伴う医療用消耗品等の増額が主なものでございます。

続きまして、2款1項3目医薬品衛生材料費でございます。これにつきましては、診療所の医薬品について、執行見込みにより医薬材料費をそれぞれ増額するものでございます。

次の152ページをごらんいただきたいと思うんですが、2款2項1目給食総務費でございます。上甑診療所の入院患者の増に伴いまして、給食用消耗品を増額するものでございます。

次に、2款2項2目給食用材料費でございますが、同じく上甑診療所の入院患者増に伴います給食材料購入費を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、前に戻っていただきまして、147ページでございます。

1款1項5目一部負担金の増額は、先ほどの上甑診療所の入院実績見込みによる増額によるものでございます。

次の148ページでございますが、1款2項1目国民健康保険診療報酬の増額でございます。上甑、鹿島、下甑手打診療所の実績見込みによる増と、下甑長浜診療所の実績見込みによる減によ

るもの。

次に、1款2項2目社会保険診療報酬の増額は、上甑診療所の実績見込みによるもの。

次に、1款2項5目一部負担金の増額は、上甑、鹿島診療所の実績見込みによる増と、下甑長浜診療所の実績見込みによる減額でございます。

次に、1款2項8目後期高齢者診療報酬の増額は、里診療所の実績見込み減と、鹿島、下甑手打診療所の実績見込みによる増でございます。

次の149ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金についてでございますが、先ほども一般会計でも申し上げましたが、職員給与にかかわる経費として、一般会計から繰入金の増額を行うものでございます。

以上で、議案第176号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の補正予算に関する説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）ここでちょっと言ったほうがいいのかと、ちょっと迷うとこなんですけど、65歳以上の方が肺炎でよく亡くなるというのを聞き、この前、医師と語る中で死亡第3位だということで、肺炎で、肺炎球菌ワクチンの取り入れは考えてるんでしょうか。

○委員長（江口是彦）今答えますかね。じゃあこれは所管事務のところで答えていただきますので、そのときもう1回、御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）はい、わかりました。

○委員長（江口是彦）この補正予算に関しての質問、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民健康課長（宍野克己）ございません。

○委員長（江口是彦）特にないということですので、これより質疑を行います。

○委員（今塩屋裕一）先ほども言ったんですけども、医師と語る中で、65歳を超えてから肺炎で亡くなるのが多いということで、死亡第3位だということに聞いております。肺炎球菌ワクチンの取り入れというか、そういう現状をちょっとお聞かせください。

○市民健康課長（宍野克己）この件につきましては、ことしの9月議会でも中島議員のほうからも質問があったわけでございます。

高齢者の主な要因ということで、肺炎が現在、国の厚労省予防接種部会で定期予防接種、つまり国の補助であることが検討はされている段階でございます。したがって、本市としましても国の動向を見ながら、また他市の動向も見ながら、検討してまいりたいというふうな段階でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ありませんか。

○委員（瀬尾和敬）インフルエンザの予防接種を先般、私は受けたんですが、私の受けた病院では2,000円でした。よその病院に行くと3,600円なんですけど、この辺のからくり、からくりと言っちゃおかしいかもしれませんが、そちらで御存じの内容でいいんですが、何で値段が違うんだろうと。あとのことは一緒ですね。65歳以上は1,000円ですというのはどこも一緒なんですけど、何で違うんだろうなと思って。いろいろ聞かれても、もちろん我々は知るすべもないんですが、御存じの点があったら教えていた

だきたい。

○市民健康課長（宍野克己）医師会等との話し合いの中でも、一応、個人的にお話をする機会もあるんですけど、いわゆるそのワクチン代の費用ですね。入手先からの原価がそれぞれ多分違うというのの一つ。

それから、いわゆるお医者さんの手技料と申しますか、もうけの部分、手数料ですね。それにつきましても、それぞれの病院で考え方が多分あらわれると思います。確かに言われるとおり、1.5倍とか2倍とか違うのも聞いております。ということ踏まえて、我々がほんなら同じようにしてくださいという権限というか、そういったものもちょっと今の段階ではないものですから、そういう関係で、その金額が違うということが、私の頭の中ではそれぐらいしか考えられないところでございます。

○委員（瀬尾和敬）3,600円で接種を受けた人は、おれのほうがよく効くんだと。2,000円は半分ぐらいしか効かんのだと。こんなふうになって、つまりはお医者さんの仕入れる原価の問題と、お医者さんが実際ここにするんですが、そういう注射を打つ手間賃をとるかとか、いろいろながあるわけですかね。余りにも極端に値段が違うもんだから、よくちょっと飲み込めない部分がある。

○市民健康課長（宍野克己）ワクチンの種類によっては、1アンプルで2人分できるものもございます。そういったときに患者が例えば1人しか来なかったと。患者というかワクチンを打つ患者がその日にですよ。そうした場合は2人分打てるのに、まあ言えば、もう半分は廃棄ということになります。ですので、そういった危険を回避するために、ある病院では2本分を1人の患者からもらったりするところもあれば、例えば患者さんが多いところは、どんどんどんどん打てるから効率よく打てるということで、安くされるというような場合も、多分あるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一）ただいまの御質問につきましては、多分、今、課長も申しましたとおりなんですけど、薬品代というんですか薬代が、同じ病気でも、病院によって違う薬を使ったりす

ると診療報酬も変わったりするのと同じような考え方で、そのインフルエンザのワクチン代の高低によって、それぞれの仕入れするワクチンの種類によって、多分それぞれ違うというようなふうに考えておりますので、これらについて統一するという話は多分できないと。ワクチンを統一しなさいということになろうかと思っておりますので、難しいだろうと思っております。

ですから例えば風邪とか何とかという話をしても、ある病院、Aの病院では1,000円だと。仮にBの病院では700円だという話をしますと変わってくるわけでございますので、その部分については御理解いただきたいというか、できればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第141号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦）議案第141号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）議案第141号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり、その1-1、141ページの1であります。

提案理由につきましては、本会議で部長から説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

説明は、議案送付時に添付されております総務部の議会資料により行いますので、総務部議会資料の3ページをお開きください。

金融所得課税の一体化を進める観点から行われました、個人住民税における株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改組による地方税法施行令の一部改正に伴い、市税条例の改正と併せまして、国民健康保険税条例の課税の特例について、所要の規定整備を行うものでございます。

改正の内容ですが、国民健康保険税の所得割額の算定に当たりましては、課税の特例として分離課税に係る所得についても加算されております。今回の完成におきまして、上場株式等の配当と譲渡損益の間のみで認められていた損益通算の範囲を、公社債等の利子や譲渡損益にも拡大するとともに、非課税とされている公社債等の譲渡損益についても損益通算して申告分離課税の対象とすることとしたものでございます。

施行期日は、市税条例と同じ平成29年1月1日となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）済みません。ちょっとわかりにくかったんで、要するに株取引で得られた所得という関係というふうに関係しているんですが、株で得た利益について国保税との関係をどういうふうにするということなんですか。ちょっとわからなかったです。

○税務課長（山口秀昭）所得割額の算定においても、この譲渡損益の個人住民税に係る分ですが、同じく国保税の所得として課税対象になりますので、算定の中に含まれてくるということになります。

○委員（井上勝博）今まではそういう株で取引して利益を得たというのを、所得割のあれで計算しなかったということですか。

○税務課長（山口秀昭）これは上場株式等の配当の譲渡損益の間のみで認められていた損益通算の拡大を、公社債等の利子や譲渡損益にも拡大するというのと、非課税とされている公社債等の譲渡損益にも損益通算をして、申告分離課税の対象

としたというような仕組みを変更ということになります。

○委員（井上勝博）株を持ったこともないし、買ったこともないもんだからピンとこないですよ。もう少しわかりやすい言葉で解説していただければありがたいなと思うんですけど。

○税務課長（山口秀昭）私も実際に、こういう取引はしたことはございませんで、所得にも上がったことはございませんので、いわば特定公社債とか、あるいは上場株式の間で、利子、配当の譲渡損益について損益通算という仕組みが導入され、可能とされたということの説明という形になります。

○委員（井上勝博）今まで株で得た利益、また株で損をするという場合もあるわけですよ。その利益を得たり損をしたりということで、例えば利益を得た場合に、それは特別の所得割額の中で反映しないという仕組みになっていたのかどうか、ちょっともう少しわかるように。

とにかく何かひっかかりますよね。何か、この株の取引を特別にしていたのかなど。利益は利益なんだから、所得割でちゃんと計算すればいいんじゃないかなって一般的には思うし、損をした場合でも、しかしそれはそれだけ株を買うという収入があったということでもあるわけですから。そこから辺なんかは一般の人との差というのは何なのか。もうちょっとわかるようにお願いします。

○税務課長（山口秀昭）代理に説明させます。

○税務課長代理（佐多誠一）課長が申しましたように、私なんかこういう株なんかは持ちませんけれども、例えば給与所得の方、所得が500万円の方、あと株でマイナス50万円あった場合、そうしたマイナス50万円の場合には、算定されずにゼロという形になりまして、給与所得のみの500万円が課税されることになります。それが分離課税という方式になります。

そうした場合に、今まで分離課税の対象になっておりました例えば公社債と上場株式、これが今度は上場株式と公社債だけを考えてみた場合に、公社債が例えばプラス100万円、上場株式がマイナス50万円とした場合に、今までは100万円とマイナス50万円とした場合に、マイナス50万円がゼロになっておりました、100万円がなくなっておりました。それを今度は損益後の上場

株式と公社債で損益通算するということで、100万円とマイナス50万円、50万円というものに対して課税するという形になります。ちょっと今、具体的な数字で申し上げましたけれども、よろしかったでしょうか。

○委員（井上勝博）株で利益を得たり損をしたり、今までそういう人たちについては、特別に課税との関係で対象外にされていたのを、その対象にして、それもちやんと考えた上で所得割を計算するんですよ。国保税が高くなったり安くなったりするんですよ。そういうことですか。国保税が高くなったり安くなったりするんですか。この条例が改正されることによって、国保税に反映するわけでしょう。株を扱っている人たちの国保税が高くなったり安くなったりするわけでしょう。そういうことなんですか。

要するに株をやっている人たちは、今までは国保税との関係でいうと、ぼろもうけしても、そうでなくても関係なかったけれども、これから関係するですよということなんですか。

○委員長（江口是彦）それは違うんじゃないの。

○委員（井上勝博）これまでも関係してただけで、それをどういふふうに変えようとしてるわけなんですか。

○税務課長代理（佐多誠一）今の株という形でおっしゃられましたけれども、先ほど申しましたように、例えば株の中で上場株式とか公社債とか幾つかございます。そうした中で先ほど申しましたように100万円とマイナス50万円でしたから、このマイナス50万円がゼロになって100万円が課税の対象になっておりました。それが今回は損益通算するということで100万円とマイナス50万円、これも反映されて、結局、プラス・マイナス50万円という形で下がるという形になります。それが損益通算の制度になります。ですから影響があると申されれば、国保税の算定額は、いろんな株関係の所得のある方は影響がございまして。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ちょっとだけ協議会に切り替えます。

~~~~~  
午前11時14分休憩  
~~~~~

午前11時16分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）本会議に戻します。

○税務課長（山口秀昭）損益通算等の有利なほうに動きますので、国保税の対象の方も軽減といえますか、そういう対象になるというふうに考えております。

○委員長（江口是彦）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第151号 薩摩川内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦）次に、議案第151号薩摩川内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）議案第151号薩摩川内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりのその1の151-1ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例改正の提案理由については、議会初日に部長から説明のあったとおりでございます。

改正する条例の内容については、次のページをお開きいただきたいと存じますが、第3条延滞金の割合の特例に関する条項を附則に加えようとするものでございます。

改正内容について御説明いたしますので、議会資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

1の条例の一部改正の経緯と改正箇所にあります

ように、平成20年4月の後期高齢者医療制度の開始時に、本市の後期高齢者医療に関する条例に、延滞金の利率についての特例条項を設けておりませんでした。

今回、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合を見直す改正が平成26年1月1日から施行されることにより、これまで設けていなかった保険料の延滞金の割合に係る特例条項を明記する必要があるため、附則に第3条を加えようとするものでございます。

次に、2の延滞金改正の内容でございますが、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金に適用しようとするもので、（1）特例基準割合に年7.3%を加算した割合で、上限は年14.6%となり、（2）納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間については、特例基準割合に1%を加算した割合に、上限は年7.3%にしようとするものでございます。

3の比較表については、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療の保険料の延滞金ですよ。後期高齢者医療の保険料というのは、年金から天引きされているわけですよ。ほとんど100%だったと思うんですよ。今までその延滞金に問題があったということなんですかね。

○保険年金課長（中村 真）ただいまの御質問でございますが、後期高齢者医療の保険料については、今、御質問にもありましたように、基本的には年金天引きになっております。

ただし、年金の額によりまして引き去られる保険料、それから、その他のものもございすけれども、それらが半分以上になれば、年金天引きができない場合がございます。そういった場合には普通徴収ということで、本市の場合にも約6割から7割の方が特別徴収、残りの方が普通徴収ということになっておりますので、そういった普通徴収の方で、納めないという方が出てくる場合がございます。そういった方には、場合によっては延

滞金が加算される場合があるということをごいまして、これまでそういった事例はございませんけれども、そういったことで今回、この特例条項を設けようということでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 比較表で、現行の場合は平成25年中の割合が14.6%、これは延滞されている方が、これだけいらっしゃるということなんでしょうか。ちょっとこの比較表の見方を説明してください。

**○保険年金課長（中村 真）** この比較表でありますのは、14.6%というのは、あくまでもこれは保険料を滞納された方が長期間にわたって納めない場合の、その延滞金の利率でございます。利率が14.6%ということでございます。納期限から1カ月以内については、その利率が7.3%ということで見てくださいと思います。

現行の特例、この改正の特例の条項に関係します部分は、現在のところございませんので、利率としては14.6%が適用されるということになります。

仮に一番表の右側をごらんいただきたいと思いますが、財務大臣が告示する割合が仮に1%という、そういったものが示された場合には、その左側、改正後の特例ということで、この特例基準割合、プラス7.3%との合計額で、この9.3%というふうになるということでございますので、そういった見方で見ていただければと思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** その延滞金の率が下がるんですか。

**○保険年金課長（中村 真）** 今、御質問にもありましたように、この利率が下がると。財務大臣がこの特例基準についての利率を示した場合には、限度額が14.6%の利率がそれよりも下がって適用されるということになります。ですから、仮にそういった方がいらっしゃれば、これまでよりは有利になるといいますか、減額されるという形になります。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 延滞金を払った人は今まではないんですかね、本市では。これが延滞金が減額されるということになると。

今まで例えば介護保険料の場合は、サービスが

1割が3割になったりしますよね、延滞すると。後期高齢者医療の場合は延滞すると、いわば保険証が短期になるんじゃないかなかったですっけ。それプラス、利息もついてたということなんですか。

**○保険年金課長（中村 真）** 済みません。質問のあれが若干わからないところがございますけども、今、御質問にもありましたように、これまで滞納された場合に、その滞納期間がある一定期間を超えますと、短期証になるというのは、もうそのとおりでございます。

滞納をされた方がいらっしゃいまして、そういった方が、もう継続的にずっとその滞納期間が長くなりますと、場合によっては延滞金というのが加算される場合が出てくるということで、これまでの事例として、その延滞金が加算される事例がなかったということでございますので、若干、そこを切り分けてお考えいただければありがたいと思います。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（江口是彦）** ここで、審査を一時中止しておりました議案第169号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（中村 真）** 議案169号一般会計補正予算の保険年金課分について御説明いたします。

まず、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の38ページをお開きいただきたいと思ひます。

4款1項5目国民健康保険対策費の18万5,000円の減額補正につきましては、総務課指示によります人件費調整でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただきまして、26ページをお開きいただきたいと存じます。

21款5項4目雑入のうち保険年金課分につきましては、後期高齢者医療市町村給付負担金返還金の840万9,000円についてでございます。これは、平成24年度分の療養給付費負担金の額が確定したことによりまして、返還されるものでございます。

以上で、一般会計補正予算に係る保険年金課の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（井上勝博）38ページの総務課指示による減額ですか、これは前回の9月議会のときに、かなり大きくいろいろ職員の給与のカットというのがあったわけですが、まだそれが引き続いているということなんですか。

○保険年金課長（中村 真）今の御質問にもありましたように、そのときの調整で残った分といひますか、そういったことだということで我々も聞いております。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一）9月につきましては、その給与減額の部分です。今回の分については、冒頭申し上げましたように扶養義務者数が、出産とかそういうことによってふえたり、あるいは通勤の場所が変わったりというような形で、手当等が変わってきているというのが主な部分になると思ひます。

○委員長（江口是彦）ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。ここで、議案第169号に係る審査を一時中止いたします。

#### 市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第175号平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）議案175号平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

説明につきましては、本来、予算に関する説明書の方ですべきではございますけれども、122ページから140ページまでと多ページにわたりますので、市民福祉委員会資料の1ページに一覧表に取りまとめてございますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと存じます。御了承くださるようお願いいたします。

まず、歳出について説明いたしますので、下段の表をごらんいただきたいと存じます。

3款1項1目後期高齢者支援金から7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金までについては、それぞれ通知額に基づきます増額、あるいは減額の補正をお願いするものでございます。

次に、8款1項1目特定健診保健指導事業費につきましては、特定健診データ管理システムの通信回線変更に伴います回線の増設、それに対応いたしましたパソコン等の機器更新としての備品購入のための増額補正をお願いするものでございます。

次に、11款1項1目一般被保険者保険税還付金及び2目退職被保険者等保険税還付金につきましては、保険税の還付金を見込みにより増額したほか、3目償還金において国庫支出金等精算返納金については、平成24年度分の精算分として増額をするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、上段の表をごらんいただきたいと存じます。

3款1項2目療養給付費等負担金及び同款2項2目財政調整交付金の補正につきましては、交付決定による減額でございます。

次に、5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、交付決定による増額でございます。

次に、6款1項2目財政調整交付金につきましては、交付決定によります減額でございます。

次に、10款1項1目療養給付費交付金繰越金及び同款同項2目その他繰越金につきましては、

平成24年度決算により繰越金が確定したことにより増額補正をするものでございます。

以上で、薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算にかかります説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第178号 平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第178号平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を願います。

○保険年金課長（中村 真）議案178号平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

説明につきましては、市民福祉委員会資料の3ページに一覧表にまとめてございますので、こちらで説明をさせていただきたいと存じます。

まず、歳出について説明いたしますので、下段の表をごらんいただきたいと存じます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金の平成24年度繰越金の確定により増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、上段の表をごらんいただきたいと存じます。

5款1項1目繰越金では、平成24年度繰越金

の確定により同額を増額するものでございます。

以上で、薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明させていただきたいと存じますので、資料の5ページをお開きいただきたいと存じます。

第1期薩摩川内市特定健康診査・特定保健指導事業報告について説明をさせていただきます。

平成20年度から平成24年度にかけて、薩摩川内市国民健康保険特定健康診査等実施計画を定め、事業に取り組んできておりました。この5年間の特定健康診査等の目標達成状況、年度推移、事業実施の効果等について概要を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

既に御存じのように、特定健康診査は生活習慣病の発病や重症化を予防し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少を目的に、高齢者の医療の確保に関する法律の平成20年度改正に基づき実施してきたものでございます。

1. 薩摩川内市計画目標値及び実績としまして、特定健康診査の目標値及び受診率と、特定保健指導の目標値及び実施率を一覧表に取りまとめてご

ございます。

特定健康診査の受診率につきましては、最終年度の平成24年度につきまして、目標値の65%に対しまして実施率は54.1%と目標には届きませんでした。参考として記載してございますように、県内の19市の中では上位に位置しております。

また、特定保健指導の実施率につきましては、同じく平成24年度につきましては、目標値の45%に対しまして32.3%といった状況でございます。

続きまして、2. 特定健康診査についてでございます。

(1) 対象者から(3) 検査項目については、御参照いただきたいと存じますが、次のページをごらんいただきたいと存じますが、(4) 年代別受信者数・受診率法定報告値につきましては表のとおりであり、65歳以上については受診率が高いのを見てとれますが、40歳から59歳までについては、受診率が低いというのが見てとれると思います。

続きまして、3の特定保健指導につきましては、(1) 特定保健指導対象者については御参照いただきたいと存じますが、(2) の平成24年度年代別対象者数・実施率法定報告値については、表のとおりでございます。

特に、動機づけ支援の欄をごらんいただきたいと存じますが、これについても65歳以上については実施率が高く、その下の年齢については、実施率が低い年代があるというのが見てとれると思います。

次の(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率については、横ばいといったところかと思えます。

続きまして、4の目標に対する評価につきましては、(1) 特定健康診査につきましては、先ほど説明した内容を記載してございます。

7ページをごらんいただきたいと存じますが、(2) の特定保健指導につきましては、先ほど説明しました内容に加えまして、特定健診受診率の向上に伴い対象者が年々増加し、平成24年度は1,084人と増加し、実施率が向上していることは評価できますが、積極的支援及び中高年の実施率の伸び悩みが課題であり、今後、特定保健指

導を受ける人がふえるような取組が必要であると取りまとめております。

続きまして、5の後期高齢者支援金の加算・減算については、御参照いただきたいと思います。

以上が、特定健康診査・特定保健指導事業の報告でございます。

続きまして、定例で報告をさせていただいております短期被保険者証、資格証明書の交付状況につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ10月末現在を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、所管事務調査に関する事項について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(江口是彦) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博) まず、後期高齢者の保険料が、どうも上がるんじゃないだろうかということ言われているわけですが、その状況を知りたいということ。

それから、この特定保健指導というのは目標値が45%で実施は32.3%と。これは目標値というのは異常というか、ちょっと改善しなければいけないよという人の対象者が出て、その対象者に対して指導するのに目標がいつてないとか、この目標値と実施率のちょっと解説もお願いしたいなと思います。

○保険年金課長(中村 真) まず、前段の質問について私のほうから回答させていただきますが、後段の部分については担当グループ長、もしくは市民健康課のほうから説明させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、前段の後期高齢者医療保険の保険料が上がるのではないかとということでございます。

平成25年度は、平成26年度、平成27年度の保険料率の改定の年度ではございます。先日の新聞報道であったものかと思いますが、この新聞報道の内容といえますのは、平成24年度と平成25年7月までの医療費等の実績に基づきまして試算をしたもの、これが鹿児島県後期高齢者医療連合の医療懇話会というのがございますが、この懇話会の中で、次年度の保険料率の改定について説明があった内容が、新聞報道になったものでご

ございます。

先ほども言いましたように、平成24年度と平成25年7月までの医療費等の実績に基づきまして試算したもので、まだ精度が高い前と申しますか、まだ精度の低い段階での試算ということで、我々もこの新聞報道等であった内容以上のものは把握しておりません。まだ連合のほうでも不確定要素が高くて、今後、その保険料がどうなるかというのは、まだ具体的には今回の報道以上のものは言えないということで、我々もまだ見通しが出せないところでございます。

来年2月ごろになりますと、より精度の高い保険料の試算というのが示されるように聞いておりますので、3月議会では、また新たな保険料の改定率と申しますか、保険料については説明できるというふうを考えておりますので、もうしばらくお待ちいただければと存じます。そういったことでございますので、御了承いただきたいと存じます。

**○国保グループ長（前田隆盛）** まず、この特定保健指導・特定健診の目標については、まず各保険者、共済組合とか社会保険とか国民健康保険とかあるわけですが、それぞれに最終年度の目標値を国が定めております。

その目標値というのが、今、御質問のあった特定保健指導は、今言われた対象者のうち何%の方を終了させよう。この終了させようというのが、ここにあります積極的支援、動機づけ支援、各プログラムがありまして、初回面接等は、かなりの方が受けられるんですけども、段階を踏んだ最後まで指導ができる方が今の三十何%になっております。その目標値が45%と定めております。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** よろしいでしょう。

ほかに御質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

△障害・社会福祉課の審査

**○委員長（江口是彦）** 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（江口是彦）** ここで、審査を一時中止しておりました議案第169号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長（徳留真理子）** 障害・社会福祉課でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

歳出から説明いたします。予算に関する説明書の35ページをお開きください。

3款1項2目身体障害者等福祉費の障害者（児）自立支援事業費は、自立支援医療費、国県負担金の精算返納金でございます。

特別障害者手当等給付事業費は、国庫負担金の精算返納金でございます。

地域生活支援事業費は、地域活動支援センター、ディサービス事業の実績見込みによる増額要求でございます。

障害児通所支援事業費は、障害児通所給付費等国県負担金の精算返納金でございます。

次に、3目地方改善対策費は、職員給与費の調整でございます。

次に、歳入でございます。予算に関する説明書の18ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金の確定に伴う追加交付でございます。

次に、20ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、同じく障害者自立支援給付費負担金の確定に伴う追加交付でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号に係る審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事項調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）それでは、委員会資料の8ページをお開きください。

薩摩川内市障害者虐待防止センターについて御説明いたします。

昨年10月1日、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害・社会福祉課内にセンターを設置し、そして、ことしの4月1日から基幹相談支援センターに業務を委託し、現在、24時間体制で相談・通報等に対応しております。

相談・通報等の受付状況でございますが、ここに示しております表には、虐待を受けた方の障害の種別、受けていた虐待の種別、そして虐待した側の種別を示しております。

平成24年度、昨年10月からの半年間に12件の相談・通報がございました。12件のうち虐待であると認定した件数が3件、そのうち2件は一時保護をしております。また、今年度は4月から11月までの8カ月間に、既に9件の相談・通報が寄せられておまして、うち1件を虐待認定しております。

市といたしましては基幹相談支援センター、県及び警察等関係機関との連携によりまして、日々対応しておりますが、虐待と認定されない案件でも解決困難な事例が多く、支援を完結できるケースは少ないため、継続して支援を行う必要がございます。

今後とも障害者虐待への理解と防止センターの周知、広報及び相談支援体制の充実、並びに関係機関のネットワークの強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、委員会資料の9ページをお開きください。

薩摩川内市障害者計画（第2期）策定に係るパブリックコメントの実施について御説明いたします。

障害者基本法の規定に基づく薩摩川内市障害者計画（第2期）策定に当たり、パブリックコメントを実施するものでございます。

資料の10ページをごらんください。

薩摩川内市障害者計画は、ことし9月に公表されました国の障害者基本計画及び昨年度策定されました県の障害者計画を基本に、平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間として策定するものでございます。

策定に当たりまして、13ページにあります障害者計画策定委員会を設置いたしまして、18名の委員の皆様にご協議いただいております。本市の現状分析と将来予測及び今後の施策展開に関する計画、目標設定が主な内容となります。

計画の概要を示しておりますが、11ページにありますように、全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念とし、五つの基本目標を掲げております。

パブリックコメントの実施期間は、12月20日から来月、1月20日までを予定しております。広く市民の皆様方から御意見をお伺いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がございましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）追加説明をお願いいたします。

虐待防止の関係で、認定が前年度は3件、それから今年度は1件ありますけども、その障害種別との関係はどうなってますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）詳細につきましては、専門員の井上に説明させます。

○障害・社会福祉課専門員（井上聡子）平成24年度、虐待事例として認定をいたしました3件につきまして、説明させていただきたいと思っております。

1件目は重複障害で、精神障害・知的障害をお持ちの方でありまして、養護者からの身体・心理放棄、これはネグレクトといいますが、それと経済的虐待という形の虐待で、この方につきましては、一時保護をしております。

それから2例目は、高齢者の方でしたが、身体障害の方でありまして、養護者及び知人の方からの放棄・放任、ネグレクト状態と、それから経済的虐待ということで、こちら一時保護をしております。

それから3例目、これは施設内での心理的虐待、それから身体的虐待ということで、対象者は、そこに通所していらっしゃる身体障害・知的障害・精神障害の方が含まれておりました。その施設につきましては、県とも協議をしながら継続指導中でございます。

平成25年度の1件につきましては、知識障害の方ですけれども、養護者の方から身体的虐待とネグレクト状態ということで、この1件を虐待認定という形でしております。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（今塩屋裕一）年度で出してもらってるのは本当にわかりやすいですけど、この年齢層とか虐待する側のほうは、やっぱり親子関係とか、そういった年なんでしょうか。大体年齢層がわかれば教えてもらいたいのと、虐待する側の方は例えばアルコールを飲んでとか、そういうのがより詳しく何かわかるのがあれば教えてもらいたいと思います。

○障害・社会福祉課専門員（井上聡子）養護者の方からの虐待につきましては、養護している方が父親、その方の御兄弟、夫婦という方が、養護者の虐待にはありました。

1件につきましては、養護者の方についても知的障害をお持ちの御兄弟と、その御主人につきましても手帳等はお持ちではありませんが、若干ボーダーというか、はっきりした診断についてはおられません、知的障害の疑われる御家族であったということがあります。

それから、平成25年度にありました養護者の虐待につきましては父親が疑われるんですけども、警察のほうとも本人に面接をいたしまして、虐待防止法の本来の目的が、尻尾をつかんで、証拠をつかんで虐待だと認定することが目的ではなくて、そういう方が虐待に至らないように支援をして差し上げて、予防するというのが虐待防止法の本来の目的でございますので、やったんだろうということを追及するのが目的ではないので、最終的な証拠というわけにはいかないんですが、そのような形で父親の方、その方については特に障害等はお持ちでない、アルコール等も飲めない方でした。お父様は70代の方、それから先ほど

申しました御兄弟の方については、50代の御夫婦の方でした。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）障害者計画についてのパブリックコメントということで概要ですが、例えばこっちの本土のほうは障害者、障害児を預かってくれるところとか、支援してくれるところとか、結構、施設はあると思うんですよ。しかし、離島のほうというのは、一体どうなっているのかなど。その辺の様子などは、この計画の中で、どういふうに位置づけられているかも教えていただければと思います。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）主幹に答弁させます。

○障害・社会福祉課主幹（後藤里美）お答えいたします。

委員の御指摘のとおり、現在、甞地域におきましては、障害者関連の福祉施設というものは整備がまだ不十分というよりも、まだ整備がされていないという状況でございます。とりあえず今、こちらのほうで事業を立ち上げたいという御相談を受けてる案件もございますので、そちらのほうの事業の立ち上げがスムーズにいくように側面の支援をする。

それから、相談というソフト面での支援がございしますが、それにつきましては基幹相談支援センターのほうが出張をするような形も設けまして、相談支援の充実ということを図っていきたいというふうに考えております。その旨、計画書のほうにも記載をしております。

○委員（井上勝博）関係者が少し聞いたことがあって、もう離島の現状は悲惨だよという話も聞いているんですよ。ないわけですから、何も相談できないわけでしょう。だから専門家がいないわけですよ。だからやっぱり早急に離島のほうの障害者政策、これを進めていってほしいというのを意見として申し上げておきます。

○委員長（江口是彦）御意見であります。

特に当局はありませんね。

では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

再開は、おおむね午後1時とします。

~~~~~

正午 休憩

~~~~~

午後1時開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第152号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦）議案第152号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議案第152号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

条例の改正内容につきましては、議案つづりの152-1ページから152-2ページになります。

提案理由につきましては、本会議で説明させていただきますので省略させていただきます。

制定の内容につきましては、議会資料で説明させていただきますので、議会資料の4ページをお開きください。

一部改正の経緯につきましては、地方税法の延滞金の割合を見直す改正が平成26年1月1日から施行されるに当たり、介護保険料に係る延滞金の割合を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、延滞金の割合を引き下げるものでございますが、改正後の特例につきましては、議案第151号薩摩川内市後期高齢者医療に関する条例と全く同様でございますので、詳細の説明は省略させていただきたいと思っております。

以上で、議案第152号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、審査を一時中止しておりました議案第169号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、本会議で説明しておりますので省略させていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の36ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費では507万3,000円の減額補正であります。内容は職員手当の増額と、訪問給食サービス事業委託料と、高齢者おでかけ支援事業費の実績見込みによる減額でございます。

次に、同項3目介護保険対策費では195万7,000円の増額補正でございます。内容は、介護保険システムの改修委託料と、小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等消防設備に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額、及び介護保険事業特別会計繰出金の減額でございます。

地域密着型の施設につきまして、275平米以下の認知症高齢者グループホーム、それから小規

模多機能型居宅介護施設につきましては、スプリンクラーの法的設置義務はないところですが、本年2月に長崎市の認知症高齢者グループホーム火災で多くの死傷者があったことから、これら設置義務のない認知症高齢者グループホーム等につきましても、今後、設置を義務づける方針が示されております。

その方針を受けて、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用してスプリンクラー等の設置ができるようになりましたので、未設置の事業者に意向調査を行いましたところ、1事業者から整備の意向があり、県へ補助申請を行い、補助内示を受けて予算計上したものでございます。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、21ページへお返りください。

16款2項2目民生費補助金の6節介護保険事業費補助金は、スプリンクラー等消防設備に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額補正でございます。

以上で、一般会計に係る高齢・介護福祉課分の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号に係る審査を一時中止します。

△議案第177号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（江口是彦） 次に、議案第177号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 議案第177号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書は、155ページから170ページになりますが、説明につきましては、市民福祉委員会資料の2ページで説明させていただきたいと思っております。

まず、上段の歳入でございますが、4款2項

4目地域支援事業交付金の増額補正は、市民後見人養成講座等の市民後見推進事業補助金が国庫補助として採択されたことに伴い、包括的支援事業・任意事業に係る交付金を減額し、市民後見推進事業補助金を増額したものでございます。

6款3項1目地域支援事業交付金の減額補正は、上段の市民後見推進事業補助金にかかわることによる減額で、次の9款1項1目一般会計繰入金の減額補正につきましても、市民後見推進事業補助金に組み替えたことによる減額であります。

同款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額補正は、次の前年度繰越金を増額し、給付費に充当したため減額するものでございます。

次の10款1項1目繰越金の増額補正は、前年度の純繰越金でございます。

次に、中段の歳出をごらんください。

1款1項1目居宅介護サービス費は、前年度繰越金を増額したことによる財源の組み替えで、3款1項1目一次予防事業費は、介護予防事業委託料の増額に伴い、報償費、普通旅費を減額調整したものでございます。

次の同款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費と、5目任意事業費は財源の組み替えで、同項2目の総合相談事業費の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

次の4款1項1目介護給付費準備基金積立金の増額補正は、前年度繰越金の一部を積み立てるもので、次の6款1項2目償還金の増額補正は、平成24年度分介護給付費確定に伴います国庫支出金等の精算返納金の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明ありますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）所管事務として説明すべき事項はございません。

○委員長（江口是彦）当局から特に報告はないようですが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

次は、福祉課の審査に入ります。

付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫）生活保護法の一部改正がございましたので、今回、資料を提出しまして説明させていただきたいと思います。

資料のほうは14ページでございます。

生活保護法の一部を改正する法律につきまして、さきの第183回通常国会におきまして審査未了になり、廃案となったものでございますが、今回の臨時国会におきまして12月6日、先週の金曜日でございますけれども、成立し、公布されましたので、概要につきまして説明を申し上げます。

なお、本件改正は先週公布されたばかりでございまして、必要な政・省令等を含め運用の詳細につきましては、今後順次、国県から示されるものと思われまます。現段階ではこのような状況でございますので、御理解をお願いいたします。

また、本件資料につきましては、今回の第

185回臨時国会提出法案として、厚生労働省のホームページに改正の概要として掲載されている資料から、改正法案が成立いたしましたので、案の文字を削除しまして原文のまま作成した資料でございますので、この点につきましても、併せて御理解をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

まず初めに、改正の概要でございます。

必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずるとされてございます。

次に、主な改正の内容でございます。大きく四つの項目となっております。

まず、1の就労による自立の促進でございます。

被保護者の自立の助長を図るため、厚生省令で定める安定した職業についてにより、保護を必要としなくなったと認められた者に対しまして支給する就労自立給付金が創設されております。

この給付金につきましては、生活保護から脱却すると、税、社会保障保険料等の負担が生じるため、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度、保護に至ることを防止することが重要であることから、保護受給中の就労収入のうち収入認定された金額の範囲内で、別途、一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護を廃止に至ったときに支給する制度となっております。

次に、2の健康・生活面等に着目した支援でございます。

この項目につきましては、被保護者の生活上の義務に関する規定であり、これまでも規定されておりましたが、みずから健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することが被保護者の義務として、法律上明確化されたものでございます。

次に、3の不正・不適正受給対策の強化等でございます。

まず、福祉事務所の調査権限の拡大でございます。

これまで資産及び収入に限定されていた調査事

項について、就労や就職活動の状況、健康状態、扶養の状況等が追加されたものでございます。

これにつきましては、実施機関及び福祉事務所長が保護の決定、もしくは実施等に必要があると認めるときは、氏名及び住所もしくは居所、資産及び収入の状況並びに健康状態等の事項につき、官公署等に対し必要な資料の提供を求め、または銀行、信託会社、雇い主、その他の関係人に報告を求めることができるとの規定が、法律上明確化されたものでございます。

また、官公署の回答義務の創設につきましては、官公署の長等は法律に定める情報であって、厚生労働省令で定めるものにつき求めがあったときは、速やかに資料の提供等を行うものとするとの規定が新設されました。福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して、回答を義務づけたものでございます。

次に、罰則の引き上げ及び不正受給に関する返還金の上乗せについてでございます。

まず、罰則の引き上げにつきましては、不実の申請、その他不正な手段により保護を受け、これはいわゆる不正受給でございますけれども、または他人をして受けさせた者への罰金につきまして、30万円以下から100万円以下に引き上げられております。

次に、不正受給に係る返還金の上乗せにつきましては、不正な手段等により保護を受けた被保護者、指定医療機関、または就労自立給付金を受けた者等があるときは、その費用の額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるとの規定が新設され、返還金の上乗せが可能となったものでございます。

次に、不正受給に係る返還金について、本人の事前申し出を前提に保護費と相殺するにつきましては、保護費等の支給を受ける前に、当該保護費等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、生活の維持に支障がないと認めるときは保護費等を交付する際に、当該申し出に係る徴収金を徴収することができるとの規定が新設されました。保護費と調整することを可能としたものでございます。

次に、福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めるにつきましては、保護の実施機関は保護

の決定、もしくは実施等のために必要があると認めるときは扶養義務者、もしくはその他の同居の親族等に対して報告を求めることができるとの規定が新設されました。扶養義務者に報告を求めることを可能としたものでございます。

次に、4の医療扶助の適正化についてでございます。

まず、指定医療機関について、指定取り消しに係る要件を明確化するとともに、指定の更新制が導入されました。

これにつきましては、医療機関の指定制度の見直しがなされたもので、医療機関の指定について指定の申請及び基準を具体的に定めるとともに、これまで更新制度がなかったため、6年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失うものとするとの規定が新設されてございます。

次に、医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すにつきましては、医師または歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めたものについては、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより、その給付を行うよう努めるものとするとの規定が新設されました。

医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、後発医薬品の使用促進について、法律上明確化されたものでございます。

次に、国の医療機関への直接の指導を可能とするにつきましては、これまで指定医療機関は、都道府県知事が行う指導に従わなければならないと規定されていたものに国を追加し、厚生労働大臣または都道府県知事が行う指導に従わなければならないと規定されたものでございます。

次に、法律の施行期日は一部の地区を除き、平成26年7月1日となっております。

なお、今回の一部改正がなされ、保護の開始を申請する者は申請書を提出しなければならないと規定されたところでございますが、ただし書きの規定がございまして、申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではないと規定されてございます。

現在でも省令上、申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取り扱いが今回の法律改正によりまして、変更されることはないと考え

てございます。

また、資産や収入の状況につきましても、従来から提出を求めているところをごさいますして、今回の法律改正で新たな資料の提出を求める事項もないところをごさいます。このようなことから、申請者を窓口で追い返す水際作戦につながるもの懸念はないと考えてございます。保護申請に係る取り扱いにつきましますは、これまでどおり何ら変わらないものと認識してございます。

なお、これらにつきましますは、冒頭申し上げましたとおり、今後、国、県から、順次、運用の詳細について示されるものと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

委員外議員、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で、福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長（江口是彦） 次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第153号薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦） 議案第153号薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一） 子育て支援課でございます。

それでは、お手元の議案つづり、その1の153-1ページでございます。

議案第153号薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明いたしましたとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定の整備を図るもので、改正の内容は、次の153-2ページをお開きください。

法律の題名中、保護が保護等、等がついたことを受けまして、本条例第2条第2項第6号中の法律名を改め、法律の施行日に合わせて平成26年1月3日から施行するものでございます。

なお、今回の法律改正の概要は、議会資料の5ページのほうに記載しておりますが、従来、法の対象とされていた配偶者からの暴力及びその被害者、これに加えまして、交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の対象とすることを目的とするものでございます。

以上で、議案第153号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦） ここで、審査を一時中止しておりました議案第169号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を

求めます。

○子育て支援課長（吉川真一） それでは、議案第169号一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

第3回補正の予算に関する説明書、37ページでございます。

3款3項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、9,092万7,000円の増額補正で、内容は説明欄のほうをごらんください。

事項、児童福祉管理運営費は、職員給の調整と子ども・子育て新システム運用に係る電子システム構築及び子ども・子育て支援事業計画策定業務に要する委託料の増額、そして、子育て支援短期利用事業の実績見込みによる増額でございます。

次の事項、児童福祉施設整備費は、待機児童対策として、安心子ども基金により実施いたします保育所緊急整備事業でございます。のぞみ幼稚園の認定こども園への移行を前提とした保育園の新設に対する補助金でございます。これが開設しますと、40名の定員増となるところであります。

次の2目児童措置費は1,700万円の増額補正で、説明欄記載のとおり、事項、児童手当福祉費で児童手当の実績見込みにより増額するものでございます。

次は、3目児童館費1,004万7,000円の増額補正でございます。

まず、工事請負費は旧水引児童館の老朽化に伴う解体に要する経費、それから、放課後児童健全育成事業補助金以下、児童クラブ関係の3補助金は、受け入れ児童数の確定と県の補助基準額改定に伴い過不足額を調整するものでございます。

次は、4目保育園費6,000万円の増額補正でございます。説明欄記載のとおり、保育所運営費につきまして実績見込みにより増額するものでございます。

以上、歳出でございますが、引き続き歳入につきましては、予算書を戻っていただき16ページをお開きください。

子育て支援課分は13款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の3節児童福祉費負担金でございます。

説明欄記載のとおり保育所保護者負担金、いわゆる保育料及び子育て支援短期利用負担金の増額

でございます。

以下、子育て支援課分は、18ページをお開きください。

18ページの15款国庫支出金、1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金及び児童手当交付金。

1枚開けていただき、20ページの16款県支出金、1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金でございますが、保育所運営費負担金及び児童手当負担金。

開けていただき、21ページでございます。

同款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業補助金、それと安心子ども基金総合対策事業費補助金、2件でございます。これらは今回の歳出予算補正に対応する歳入科目について、それぞれ調整を行うものでございます。

最後に、繰越明許費について御説明申し上げます。

予算書は7ページのほうになります。戻っていただき7ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正、追加の表で一番上の3款民生費、3項児童福祉費の3事業でございます。子ども子育て新システム関係の2事業と、のぞみ幼稚園の保育園新設に対する補助金でございますが、事業が翌年度にわたりますことから、事業費総額について繰越明許費を設定するものであります。

以上で、議案第169号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか、いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。
これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（吉川真一）保育園の待機児童に関する資料を準備いたしておりますが、配付いただいておりますか。

○委員長（江口是彦）今から配付させます。

○子育て支援課長（吉川真一）じゃあお配りいただきまして説明させていただきます。

○委員長（江口是彦）しばらくお待ちください。

○子育て支援課長（吉川真一）それでは、お配りしました待機児童の関係の資料でございます。

上の表は就学前の児童数、保育園・幼稚園児数等の推移でございます。

平成18年度から平成25年度の各年度、幼稚園児は各年度5月1日現在、ほかは4月1日現在の数値でございますが、一番左側の平成18年度に比較いたしまして、一番右側、平成25年度を見ましたときに、市全体の人口が約10万3,000人から9万9,200人と、約3,800人の減少となっております。

その下の就学前人口、これも5,903人から5,662人と241人の減、そのうちの幼稚園の入園児、次の欄の幼稚園児の計でございます。1,256人から1,191人と65人減っております。

ところが保育所入所児は、次の行でございますが、1,939人から2,427人と488人の増をみております。

次のその他（在宅）につきましても、2,708人から2,044人と664人の減でございますが、在宅から保育所への移行が、この数値で見るとると言っているかと思えます。

一方、待機児童数でございますけど、下の表で待機児童と併せて保育定員の推移をお示しております。

待機児童数は、平成19年度の56人がピークでございます。その後、定員増の状況の欄に書いてございますとおり、保育園、認定こども園の開設や、既存施設の改築等により、表の一番下の欄外に書いてございます465人の定員増を行ったところでありますが、平成24年度4月1日、待機児童をごらんいただきますとゼロになっております。こういった定員増が功を奏したと考えていたところでございますが、今年度、再び42人の待機が発生し、その後、出生や産休明けの職場復帰等により10月1日には、本会議で部長のほうから答弁いたしましたとおり、141人となっている状況でございます。

市といたしましても、こうした状況につきましてはその緩和を図りまして、保育所緊急整備事業に係る予算を9月補正、今回補正とお願いしたところでございます。平成26、27年度には、表のほうの一番下、今回計上分まで合わせて60人の定員増を見込んでいるところであります。

今後の整備計画につきましては、平成26年度中に策定いたします、子ども・子育て支援事業計画に具体的な数値目標等を定めていくものでございますが、市の子ども・子育て支援会議、来週12月19日に第1回目を開催予定でございます。この会議におきまして、保育園・幼稚園・認定こども園の代表者を始め関係者の御意見を伺いながら、策定の作業を進めていくこととしております。

待機児童関係の資料の説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○市民福祉部長（春田修一）済みません。補足でなんですが、保育所入所者数が平成25年を見ますと2,427人で、平成25年の2,195人の定数になっておりますが、この差は20%までは定員超過が認められているというようなこと等で、ここにこの差が出てきてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。御質疑ありませんか。

ただいま説明のあったこと以外も含めて、御質

疑があったらお願いします。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

委員外議員。

○議員（成川幸太郎）一つだけ教えてください。

先ほど言われました子ども・子育て支援会議なんですが、この会というのはいつごろできて、どういった構成で今されているのか教えてください。

○子育て支援課長（吉川真一）正式には、ことしの3月議会で附属機関に関する条例の中で、この会議の設置を議決いただきまして設置となったところでございますが、第1回目の開催を先ほど申しましたとおり12月19日。構成メンバーにつきましては、20人以内とするということで、具体的に15人の委員さんでスタートすることにしております。

以上です。

○議員（成川幸太郎）その中に労働側代表が入ったほうがいいんじゃないかということが、国のほうもなんかも出してるらしいですけども、労働側だとか、いわゆる同盟系とか連合あたりが代表で入るようなニュアンスのことを聞いたんですが、そういう方は入ってはいないわけですね。

○子育て支援課長（吉川真一）薩摩川内市の会議におきましては、特に労働関係の委員さんは入っておられません。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

当局の皆さんは大変御苦労さまでした。退席されて結構です。

△委員会報告の取扱い

○委員長（江口是彦）以上で、日程の全てを終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱いたします。

△閉会中の継続調査

○委員長（江口是彦）ここで閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う場合には、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。（資料は巻末に添付）

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉 会

以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

【巻末資料】

閉会中の継続調査について

○閉会中の継続調査

(調査事項)

- 1 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について
- 2 健康増進について
- 3 地域医療について
- 4 環境保全について
- 5 廃棄物対策について
- 6 産業廃棄物管理型最終処分場について
- 7 社会福祉事業について
- 8 障害者支援について
- 9 高齢者支援について
- 10 子育て支援について
- 11 国民健康保険について
- 12 介護保険について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 江口 是彦